



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	格技・武道における教育的価値に関する一考察
Author(s)	森山, 慎一; 大槁, 道雄
Citation	東京学芸大学紀要 . 第 5 部門 , 芸術・健康・スポーツ科学, 45: 207-221
Issue Date	1993
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2309/4760">http://hdl.handle.net/2309/4760</a>
Publisher	東京学芸大学紀要出版委員会
Rights	

## 格技・武道における教育的価値に関する一考察

森山 慎一・大橋道雄

健康・スポーツ科学

(1993年6月10日受理)

### 1. 緒 言

教育は社会に内包され、また、社会は教育に内包されたいという欲求、換言すれば社会は、その進歩・発展を、教育のひとつの役割として求めている<sup>40)51)</sup>。

このことは、戦後のわが国において、開かれた教育への方向が社会的要請として行われてきた。そして、学校教育及び学校体育においても、その実践が進められ、既に半世紀が経ようとしている。この開かれた教育の延長線上に生涯教育があり、生涯体育・スポーツという考え方の具現化の要請にもなってきている<sup>48)56)</sup>。

これらの教育観、体育・スポーツ観の中で、一方では、運動への教育という体育観・スポーツ観をもたらしている<sup>27)</sup>。この世界的な潮流としては運動教育の方向とスポーツ教育の方向<sup>3)57)</sup>に大別された体育・スポーツ理念・思潮が、西欧と米国を中心として、世界に拡大・浸透してきていることは周知の事実である。これら世界の体育思潮・理念の渦中に我が国も置かれている。

しかし、今回、改訂・告示された中学校及び高等学校の学習指導要領において、「格技」から「武道」へとその名称が変更された。なお、この事は、既に教育課程審議会の「中間まとめ」として、全国紙<sup>1)</sup>で報道されている。この背景としては、先に制定された「武道憲章」<sup>54)</sup>の存在がある。この武道憲章を制定した組織の構成としては、日本古武道協会と日本体育協会の接続機関である、日本武道協議会と武道議員連盟及び日本武道館である。これらの組織は、日本武道振興大会を開催してきている。なお、武道憲章は、今から5年前の1987年4月23日の大会で、日本武道協議会から発表されたものである。

また、将来、武道を現在の体育から分離・独立させ、武道科の設置を行う構想がある事が指摘されている<sup>45)49)</sup>。この事も含めて、今回の、改訂・告示の学習指導要領<sup>42)43)</sup>が、格技から武道への単なる形式的な名称変更ではない事が理解できるのではないだろうか。換言すれば、戦後の学校教育及び学校体育の流れ・方向性をかえる可能性が大きく、教育・体育の論点になりえる事項とも考えられよう<sup>26)44)</sup>。体育科か、スポーツ科かの名称変更の問題・課題<sup>33)</sup>の難しさ又は、重要さと同様に、軽視すべき事ではないと考える。

なぜならば、我が国の明治5年の学制の頒布・発布以来、現在まで、格技・武道の存在は、良きにつけ、悪きにつけ、学校教育及び学校体育に多大な影響を与えてきた経緯があるからである。よって、今後とも格技・武道の教育的価値を再考し検証する必要があると考え、本研

究の課題設定にあたった。

## 2. 研究の目的

本件研究の目的は、文献に基づく情報の収集と分析を行い、格技・武道の教育的価値を考察するための一基礎資料を得るためのものである。

## 3. 研究の手順

本研究の文献調査は、教育学研究、体育学研究、各大学の紀要、体育の科学、体育原理研究、体育史研究、体育・スポーツ哲学研究、東京体育学研究、体育科教育学研究、学習指導要領、定期刊行物・体育科教育、武道に関する著書、戦後史に関する著書、日本文化に関する著書、政府刊行物、を対象にした。なお、武技・武術の技術の体系化・系譜等の分析・調査は、主として藤原稜三・哲学博士・著「格闘技の歴史」、ベースボール・マガジン社、大塚博紀・和道流空手道・流祖及び、四世・神道揚心流柔術の著・遺稿「空手道」の第一巻と第二巻、大塚博紀記念道場維持会（非売品）を参考にした。

収集の際の Key Word は、「武技、武術、武芸、武士道、武道、日本文化、運動文化、身体文化、戦争、戦後、民主化、科学化、国際化」である。

## 4. 研究の内容

### 4. 1. 武技・武術の歴史の変遷

現在の格技・武道の理念及び技術の体系・系譜等を正確に検証するためには、少なくとも古代まで、それらの源をたどっていく必要がある。

古代より人類は、個人や集団の生命の維持・保全の為の闘争、生活権益の為の闘争、自我の為の闘争、地域・国家間の利害関係の不一致による紛争・戦争等を、その目的、内容、方法、形式等を変えながら、現在も繰返している。格技・武道に関して言えば、生活技術から端を発して、戦技としての武技がその源である。

我が国では、格闘・武道の技は、文献で見える限り、古事記<sup>60)</sup>の国譲りの神話の中に登場する、建御雷神と建御名方神の「力くらべ」<sup>5)</sup>の表示がある相撲が、最も古い武技・武道と考えられている。この相撲は、神祇信仰<sup>35)</sup>から端を発する神道の思想系譜の中に位置付けられる格技・武道である。この古代の相撲は、現代の相撲とは、技術体系及び理念上、相当に異なっていた。あくまでも神への信仰上から始まった。技術体系は、「須末比」と「古布志字知」<sup>6)</sup>に大別されていた。この技術は、組み合いと拳のことと考えられている。

武道憲章の前文にある武道の定義・概念の前提である「日本古来」と言う観点では、相撲が最もその定義に当てはまる格技・武道である。

また、相撲及び他の武技・武術も、我が国の時代の変容と共に技術体系及び組織等が多種多様に变化・発展していった経緯を藤原<sup>10)</sup>、井上<sup>23)</sup>らによって次第に明確にされてきている。

現代では、日本の武術としては、弓術、馬術、槍術、剣術、柔術、棒術、杖術、短剣術、柔剣術、薙刀術、軍刀術、手裏剣術、鎖鎌術、居合術、逮捕術、相撲、空手、忍術、砲術、水術等、の20余種を数えることができる<sup>11)</sup>。現在の我が国では、少数派であるが、武術として修業している人々が、日本の各地にいる。それらの中で、武道として日本体育協会に加盟して多数の

人々に愛好されているのが、柔道、剣道、空手道、相撲、なぎなた、合気道、柔剣道、少林寺拳法、弓道である。特に、第二次世界大戦後、柔道、空手道、剣道は、世界に急速に普及し、総計で国外で約300万人余、国内では潜在人口・約1000万人の世界の人々によって愛好されると推定される<sup>12)44)</sup>。

次に、上述の中で、現在、愛好者が多いと思われる柔道、剣道、空手道、合気道等、の源流を中心に、歴史的な流れ及び系譜・技術体系について、以下、検証する。

馬術と弓術については、我が国での戦技が、主として騎射戦だったこともあり、馬術、弓術とが一体化して発展してきた経緯がある<sup>5)</sup>。

武技としての技術の体系化がなされたのは、騎射術の主流として、甲斐源氏の森羅三郎義光があげられる。その血統である小笠原長清が源頼朝の弓術師範となっている。なお、その後の武士の死生観にもつながる武士の武家諸礼法の祖が、小笠原貞宗でもある。その後、小笠原氏は室町幕府の弓術・馬術の制式を定め、小笠原正長の系脈は、現在も古武術として残存している<sup>13)</sup>。剣術と槍術については、武器そのものは、弥生時代頃に青銅製のものがつくられていた。その後、製法の技術と共に鉄製のものへと変化し、発展した。この技術の変化・発展と共に、戦法として集団の戦法術の発展はあるが、個人技としての武技・武術の進展・発展の速度は鈍いと考えられる。武技・武術としては11世紀頃の「反り刀」<sup>14)</sup>の出現までは、剣の操作法を体系化した流儀らしきものは出ていないと思われる。

しかし、わが国の剣術は、瞬時の間に人を斬る鋭刀・反り刀が完成された頃より、その技術の進歩は急速化し、武技としての技術の体系化が本格的に始まったと言えよう。その剣術の流儀で、最も古いとされているのが、天真正伝神道流(始祖・飯篠長威斎家直)である<sup>15)</sup>。これに次ぐのが、陰の流(始祖・愛州移香齋久忠)、中条流(始祖・中条兵庫頭長秀)、念流(始祖・念阿弥慈恩)である。これらの流儀が、その後の諸流派の源流とされている。

剣術の分派・分流は、異名同流を加えると745流にも達したと言われている。その中で、鹿島流、香取流、神刀流、戸田流、ト伝流、鞍馬流等、が分派・派生している<sup>16)</sup>。

後述の柔術が、弓、馬、刀、槍の各武技・武術の裏技の一つとして始められるようになったのは、当時の中国及び朝鮮から伝来した格闘技術の影響を受けて、鎌倉時代頃から武技としての技術体系が進展していったからと考えられる<sup>17)</sup>。

槍術においても、剣術と同様に、武器及び戦法の進展・発展等、に伴い、技術の体系化がなされていったと考えられる。異名同流を加えると、148流を数えられる。それらの中で、特に無辺流、左分利流、榎原流、本心鏡智流、宝蔵院流、高田流、大島流、一旨流等、が代表的な流儀である<sup>8)</sup>。

剣術及び武技・武術は元々、無限定性の技である。武士は、戦場において、常に、死を覚悟しておく必要に迫られている。よって、技及び心の鍛練・修養が不可欠のものとなる。これらの心身の行としての理念・思想の一つとして、技心一如、常行三昧等がある<sup>8)63)</sup>。よって、剣術は当初、真剣で修業が行われていた。これが、後に木刀に代わっていった。しかし、辻投げ・辻切りも横行していたらしい<sup>64)</sup>。江戸時代の中頃には、直心影流の長沼四郎左衛門<sup>65)</sup>によって創案された竹刀剣術が各地に普及していった。この竹刀剣術の発生には、社会における幕府の安定化・安全化政策の影響があると考えられる。後の剣道での、竹刀を使用した競技とスポーツとしての性格は、既に、この時期に発生していると考えられる。これらの現象等と並行して柔術の台頭・表出化が始まっていく。元々、柔術は、剣術や槍術のあくまでも裏技であった。表技ではない。すなわち、各種の理由から武器がない場合、の応用技である<sup>50)</sup>。

しかし、剣術は、幕末の動乱期には、また真剣の必要性が現実味を帯び、剣術が再復活し、

各地で、武士だけでなく多くの人々が修業している。だが、明治4年に廃刀令が出されると、また柔術が持て囃されて行く。

実に、武技・武術は、その時期・時代に依じて玉虫色に変化していった事が判る。あくまでも処世のための手段・道具といった側面が強いのではないだろうか。

なお、幕末期までには、剣術から分離・独立した柔術は、流派数で異名同流を含めると197流派が数えられる。代表的な流派としては、竹内流（始祖・竹内中務大夫久盛）、関口流（始祖・関口八郎右衛門氏心）、揚心流（始祖・秋山四郎兵衛義時）、起倒流（始祖・寺田勘衛門正重）等である<sup>7)</sup>。

明治維新後の廃刀令、学制発布は、武技・武術では柔術から柔道へと変化させていった。これは、嘉納治五郎の見識・人徳によるところが大きいと考える。

嘉納は、揚心流及び起倒流の技術体系を整理統合し、柔道を創案した<sup>8)</sup>。柔道は、柔術からの分派・分流の延長線上に存在する。よって、技術体系の中には、当て身系の技がある。しかし、柔道は、現在まで、組手争いの後の投げ技、押さえ技及び一部の関節技を使っただけの限定された技のみを使う、競技化されたスポーツとして、発展・普及してきている。

この技の限定化及び略式化により、柔道は競技化が進み、一般化し、国内・外に愛好者が増加していったと考えても過言ではないであろう。他方、このことは、嘉納及び弟子達の貢献に負うところが大きいであろう。

また、富木<sup>6)</sup>らによって、戦後、競技化が推進されてきた合気道は、柔術の大東流に、その技術体系の系譜を見る事ができる。また、前述の柔道の関節技及び当て身系の技術にも、影響を受けている。なぜならば、富木自身が、嘉納の弟子に系譜上なるからでもある。

次に、空手道についてであるが、空手道は、琉球唐手術が近代空手道の出発点である。琉球唐手術は、14世紀末頃、中国の福建人、河西人、河北人らの格闘術の流儀が、琉球の技の「手」と融合して、唐手になったと考えられている。

この唐手は、琉球では、「首里手」と「那覇手」に区分されるが、その命名の由来は、「明」における発生の地名と、「明」より伝来した琉球での地区名の違い程度であり、それぞれの「手」の技術体系は、技術の融合化が進み、現在では、同じ技術体系に位置すると言えよう<sup>9)</sup>。

何故、琉球で唐手が発展してきたのかは、16世紀末から17世紀初頭の薩摩藩による占領・属国化と、その後の占領政策に起因する。その一つが、各種、武器類の取り上げ命令であった。それが唐手の発展の理由でもある。前述の属国化を起点として、琉球と日本との往来が強まり、江戸末期には、江戸を初めとして主要な地に琉球唐手術は伝わってきた<sup>36)</sup>。

しかし、我が国においての公的な場での登場と普及は、大正11年5月17日の講道館において、富名腰義診らによる「公相君」と「内法戦」の形の演武会からと解釈してもよいのではないかと考える<sup>19)</sup>。この時期から、我が国では、近代空手道の技術の体系化が本格的に進展していったものと言えよう。

なお、かつて異名・同流も含めて約67流派が存在したが、その中でも松濤館流（流祖・富名腰義診、昭和10年5月制定形）、糸東流（流祖・摩文仁賢和、昭和12年4月制定形）、和道流（流祖・大塚博紀、昭和14年2月制定形）、剛柔流（流祖・宮城長順、昭和14年4月制定形）が4大流派としてあげられる。外にも、公相君流（流祖・長嶺将真）、警視拳法（流祖・並木光太郎）、空真流（流祖・上島三之助）、日本拳法流（流祖・神山豊作）等の流派が、戦前の大日本武徳会の柔道・柔術部門に加盟している<sup>20)</sup>。

近年大きく台頭してきた流派としては、極真館流がある。この流派も国内・外で多くの愛好者がいる。前述の4大流派は、日本体育協会に加盟し、日本空手協会及び全日本空手道連盟を

それぞれ組織し、活動している。また、諸流派とも、国内・外に、愛好者は多いと推測される。この中で、技術体系として、特筆されるのが、和道流空手道である。この流派の祖である大塚は柔術の中で著名な、神道揚心流の四世・宗家でもある。よって、技術体系には、柔術に唐手空手術の技術を採り入れ、流派を創設・創案している色彩が強い<sup>50)</sup>。

#### 4. 2. 武士道から武道への歴史的変遷

現在、武士道・士道と定義する場合には、その概念は、江戸時代に確立された武士の倫理思想を指すと考えられる。鎌倉時代における武士の生き方・考え方の武士の道とは、明確に区別する必要がある。

なぜならば、前者は、織田信長以降の、統一権力の成立に伴い、儒教の系譜である近世の朱子学によって更に理論化され、しかも、時の統治者・権力者に都合良く部分強調された、武士の倫理思想であるからである。すなわち、この倫理思想とは、御恩と奉公という交換関係を前提に成立していた主従道徳が、家臣の側からの一方的な忠精神を根幹としていたと考えられる。

この具体的な武士道の指針書として、肥前藩の「葉隠聞書」がある。また、山鹿素行は、「生死を以て君の心にまかす」のが武士道としている<sup>61)</sup>。いわゆる、没我献身的奉公と没我献身的孝の武士道である。

後者における武士道は、平安時代後期以降から鎌倉時代に、その特徴を見ることができる。武士の発生と共に、御恩と奉公の契約により成り立つ主従関係、武族的関係、族的地縁の結合、戦闘に随伴する忠義・武勇等、「武者の習い」、「もののふの道」と呼ばれる規範が生まれた<sup>62)</sup>。しかし、鎌倉幕府滅亡の大きな原因となった「元寇」の後の、恩賞問題、南北朝時代から戦国時代にかけての下克上の思想・風潮・現象からも指摘できるように、前者の武士道とは、相反する点が武士の生き方・武士道にある事が判明する。すなわち、双務契約的な主従関係の色彩が極めて強いものであったと考えられる<sup>22)38)</sup>。

しかし、江戸時代末期には、倒幕の御旗としての、王政復古の思想・思潮の精神的な拠り所として、神道が再表面化してくる。これは、明治維新後、天皇制君主国家体制の下で富国強兵、殖産工業の政策の具現化の支柱ともなる<sup>69)</sup>。また、政策として、神仏分離令、その後の、廃仏毀釈の運動、大教宣布等、の神道国教策を深化・拡大させて行く<sup>37)</sup>。

武技・武術、武士道は、仏教・儒教・道教及び神道との結び付きの強い歴史的経緯からも、また富国強兵策との関連からも、国民の教育への手段・方法としても利用されてきた側面があった事は、否定できない歴史的事実である。

この武技・武芸、武士道が武道へとその名称の変化をしていった主たる理由として、水野<sup>39)</sup>勝部<sup>28)</sup>、木村<sup>32)</sup>らの指摘するように嘉納治五郎の存在が大きいと考えられる。

嘉納は、自己の柔術の修業の経験と開成学校及び東京帝国大学等、で学んだ人文科学、社会科学、自然科学等、から得た知見と見識により、柔術の教育的価値を再確認したからであると考える。この再確認の再は、嘉納の、各柔術の流祖・始祖の功に対する敬意が込められ、柔術の「柔」を残し、武士道・士道から、人の生きる「道」としての「柔道」との名称にしたと考えられる。嘉納の創設した講道館柔道は、決して、単に武技・武術を教える場所ではなく、人間形成の教育所、すなわち、学校を意味していると言えよう。しかし、「武道」の名称が、学校と言う組織に登場してくるのは、大正8年に大日本武徳会の武術専門学校が、武道専門学校に名称を変更した時からである<sup>46)</sup>。この事は、社会と学校での物事の進行の速度に極めて相違性が強いという、ひとつの証明にもなる。

他方、嘉納の人徳と見識は、多くの優秀な弟子達を育成した。その弟子達によっても学校、

及び、その他の、私的・公的機関への柔道の普及が広く、深く行われた。この現象は、嘉納の人徳・見識のみだけではない側面がある。それは、柔道の競技化が推進されたことに負うところがある。競技化するためには、大衆化が第一の方法になる。ここで言う大衆化は、技術の明確化と公開性及び安全性の確保である。よって、柔道の技術体系の中で、前述の観点より、当て身系の技と、関節技の大部分は、前面には表出しなくなる。高段位者、又は柔道の柔術的側面の追及を志向する者は、柔術か空手道へ愛好・修業の方向をたどる傾向になることも、予想される<sup>21)</sup>。

この柔道の意味、方向、普及の成功等を見習い、その後、剣術、弓術、空手等も、それぞれに「道」の名称を付加していったものとする。この現象は、各武道に「道」の思想・理念がなかったのではなく、むしろ以前より存在していた。そのことは、本研究の武技・武術の歴史の変遷の項で検証されていることでもある。

#### 4. 3. 学校体育における武術・武道及び格技の位置づけ

我が国の学校教育が、体系的に整えられるようになったのは、明治5年の「学制」の領布・発布からである。学校体育においては、明治6年の、「改正小学校教則」で、「学制」の中の「体育」が「体操」となってから、体育の西欧化が本格的に始まったと言えよう<sup>24)</sup>。

その体操の元となったのは、独国の医学者・シュレバー博士 (D. G. M. Schreber) の「室内医療体操」・(Arztliche Zimmer—Gymnastik, 1855)、「東京師範学校板体操図」、及び「体操書」である。また、西欧化は、リーランド (G. A. Lealand) や坪井玄道らにより更に強化された<sup>25)</sup>。

その過程の中で、一般社会では、柔術は広く愛好され、また修業されていた。よって、西欧化と並行して明治12年の「教学大旨」の教育方針を受けて、明治14年5月に公布された「小学校綱領」によって、その後の学校体育に柔術等、が組み込まれていく素地が徐々にできていったとの指摘ができてよい<sup>67)</sup>。

「教学大旨」の理念は、儒学が主なその理念の背景になっていて、天皇制国家体制による教育観の強調となっている。これによって、明治維新直後の、個人の財本であるとした個人主義につながる、教育の芽が、払拭されていったことが判明する。明治19年に公布された「学校令」によって、完全な天皇制・君主制国家へと、学校教育の方針が決定的にされていったと言えよう。この方向は、先の第二次世界大戦の敗戦まで、大筋では継続されていた。

学校体育においては、心身二元論に基づく概念での、体操を個人の健康・維持増進の為のものとしてきた傾向に、「兵式体操」<sup>25)</sup>が登場する結果となった。この兵式体操は大正2年の「学校体操教授要目」の中での「教練」となるまで存続していた。この推進者が、初代の文部大臣・森有礼であり、彼のMationalismと体育観である<sup>31)</sup>。この傾向は、第二次世界大戦の敗戦まで継続される政策である。しかも、富国強兵政策の方針と相乗効果をもたらしていったと考えられる。これらの歴史的過程の中で、武術・武道等の学校教育における位置付け及び変遷を筆者が、表1の「格技・武道に関する年表」<sup>70)</sup>としてまとめた。

以下、表1に記述した年度順に従い、武術・武道・格技等、を検証した結果を要約する。

表1 格技・武道等に関する年表<sup>70)</sup>

西暦	年 月	事 項
1872	明治 5年 6月	学制の領布・発布
82	15 6	嘉納治五郎が講道館柔道を創設
83	16 5	文部省体操伝習所に撃剣，柔術の利害調査を命じる
95	28 4	大日本武徳会を結成
98	31 6	文部省・撃剣，柔術を課外運動のみに許可
1905	38 2	武道の学校心修案提出
6	39 8	講道館との合意で「大日本武徳会制定・柔術形及び剣術形」を作成する
	3	武道正課採用案提出
7	40 10	「大日本帝国剣道形」制定・「団体教授法」採用→現在の「日本剣道形」になる。先年の剣術形は廃止する
8	41 3	武道正課案提出
10	43 5	全国師範学校長会議に撃剣，柔術を必修するかの可否について文部省諮問する
11	44 7	日本体育協会設立
	7	「中学校施行規則」を一部改正して体操科に撃剣，柔術を随意科として認める
	11	東京高等師範学校で柔術教師(31名)，撃剣教師(40名)教授法統一の為の講習会を5週間開催する
12	45 5	大日本武徳会・武術専門学校を設立
	6	「師範学校規定」の改正で体操の中に撃剣及び柔術を随意科として行うことを可とする
1912	大正 1 6	文部省で師範学校男子生徒には撃剣と柔道を加える事を認める
13	2 1	「学校教授要目」告示・体操の中の教材として撃剣及び柔術は随意科として可
15	4 4	東京高等師範学校体育科を新設し，体操，柔道，剣道の三組に分ける
16	5 2	小学校に武道科を加える請願書提出
18	7 11	学校衛生会武道を小学校に加えるの適否に対して条件付きで五年以上に認める
19	8 5	大日本武徳会・「武道専門学校」に校名を変更する ※「武道」の用語が初めて学校名になる
	9	大日本武徳会が学校体育の中で，武道への名称変更と武道科設置の建議書を提出
25	14 3	武道，中学校の必修独立科目となる
	15 4	「師範学校規定」改正・「撃剣及び柔術」を「剣道及び柔道」へ改称
	5	「学校体操教授要目」・改正「撃剣及び柔術」を「剣道及び柔道」へ改称
1927	昭和 2 6	高等学校規定改正，剣道，柔道の外に弓道を加える
30	5 5	「実業学校規定改正ノ要旨並ニ施行上ノ注意」で武道は，国民精神涵養上なるべく正課として行うよう明記する
31	6 1	「中学校施行規則」改正され，柔剣道，初めて必修になる
	1	「師範学校規定」改正の趣旨で，武道を固有のものとして尊重する訓令を發する
36	11 5	全国体育運動主事会の中で，武道場に神棚設置の答申



		6	「学校体操教授要目」第二次改正で師範学校、高等女学校実業学校の女子に初めて、弓道、薙刀を選択教材として可、並びに、初めて、剣道、柔道の教材内容を公表する
1938	13	1	内務省より厚生省が独立
39	14	5	「小学校武道指導要目」制定され、武道は、小学校の正課になる
41	16	1	国民小学校へ名称変更及び「体錬科武道」と正課必修の独立科目となる
42	17	3	大日本武徳会発足
		3	「高等学校高等科臨時教育要綱」公布で武道教材を戦技化する
		4	大日本体育協会は、大日本体育会に名称変更
		9	通牒・「国民学校体錬科教授要綱ニ関スル件」でも武道教材の戦技化を強化
		10	戦技化強化の為「小学校指導要目」の廃止
	18	3	「中学校教科教授及び修練指導要目」で新たに、「銃剣道」を付加
		3	通牒・「戦時学徒体育訓練実施要綱」で更に武道の戦技色が強化される
		5	「学徒武道試合綱領」
	18	11	武徳章検定
44	19	3	「国民戦技武道基本訓練項」—厚生省発表—
	19	4	中等学校女子、師範学校女子に「薙刀教授要綱」定める
45	20	8	----- 第二次世界大戦における敗戦 -----
		10	「柔道、剣道ともに禁止」
		11	「体錬科武道」の授業の中止、並びに、校友会組織での武道も中止
		11	「武道ノ取扱ニ関スル件」で課外での実施も禁止される
46	21	10	大日本武徳会・解散
50	24	10	学校柔道復活
51	26	7	学校弓道復活
52	27	4	しない競技体育の内容として認可
53	28	7	「学校における剣道の実施について」通達（高校で実施可）
58	33	10	「中学校学習指導要領」で柔道、剣道、相撲を総称して「格技」の名称が新たに登場
62	37	1	財団法人・日本武道館設立許可
63	38	4	格技指導者講習会実施
64	39	8	高等学校教員資格試験規定公布（柔剣道の特例を含む）
65	40	1	日本体育大学に新たに「武道学科」の増設を認可
66	41	2	「高等学校における弓道、レスリング、なぎなた等の実施について」通達、（クラブ活動として可）
67	42	3	同上のクラブ活動としての可の条件がなくなる
68	43	2	日本武道学会設立
79	54	11	「格技指導推進校の推進について」依頼
87	62	4	「武道憲章」制定
89	平成 1-7・8		中学校、高等学校で格技から武道への名称の変更 中学校では、平成 5 年、高等学校は、平成 6 年入学より実施

講道館柔道の開設は、その後、学校体育において、柔術から柔道へと正課体育の中に位置付けられることになる。この事は、西欧化の為の体操が、学校体育において、主役・筆頭の座を維持できなかった事を意味する。なお、兵式体操の系列化の進行は、教練等に代表される様に学校体育の中でその存在が大きくなる。よって、体操、兵式体操系列、武術・武道の3つの主役達が、敗戦時までの学校体育にそれぞれに登場する。これらの現象によって、武術・武道が、その時期の権力者・統治者の軍事的な政策等の要望・要求を直ぐに受け入れ、是認してしまう可能性の強さを運動の特性に秘めていると考える。

この点は、単に「人」・「人間性」の問題・課題であるといつて処理・解決できるものではないだろう。技術体系そのものの中及び技術追究の過程で、また常時避けられない武道の永遠の課題だからと、考えるからである。

すなわち、「人」と「技」の「相克」の要素が、人・物事への危険性の原因・誘因になることを常に内在・内包させていることを否定できないのではないだろうか。前述の戦技化は、武道そのものに内在している教育的価値の多様性を、狭義のものにしてしまう危険性がでると言えよう。

他方、戦後の学校体育の主役であるスポーツ種目は、戦前の正課体育の中には組み込まれてなく、課外で同好会的、また、一部のクラブとしての活動としていた学校体育が大部分の傾向・実態であったと考えられる。

なお、学校体育の中で、敗戦時まで継続して行われてきたのは体操である。しかし、常に主役ではない。また、武術・武道の学校体育への必修化の要請の推進役となってきたのが、大日本武徳会である。しかも、この組織は、戦時下においては時の政府の直轄の団体となる<sup>47)</sup>。だが、大正時代の Democracy の風潮の時期は、その勢力・組織力が極めて弱まっている。しかし、戦時化が進むに従い、武道は、心身二元論的色彩の側面が強調され、戦技化が組織化されていった。すなわち、白兵戦闘での戦技の体得・習得が、武道の目的の大きな要素にもなっていく。また、心身二元論のもう一つの証左として、戦意昂揚の育成の手段にもなっている。いままでの、心身一如論等は、陰を潜めたのではないかと言えよう。

敗戦後は、学校体育の主役は、現在まで一環してスポーツ種目とその地位を占めている。敗戦後、我が国は、大きく、民主化の方向へと短期間の間に転換していった。学校教育及び学校体育において、その具体的な指針としては、米国を中心とした占領軍の総司令部・GHQ (General Headquarters)<sup>58)</sup>の下部組織である民間情報教育局・CIE (Civil Information and Education Section) から出された4大教育指令が、それである。この指令と、米国教育使節団報告書<sup>55)</sup> (Report of the United States Education Mission to Japan) は、文部省に「新教育指針」<sup>53)</sup>を創案させ、具体的な戦前の教育からの脱皮・転換を学校教育及び学校体育に求めた。それらの学校体育に関する内容としては、要約すると以下のとおりである。

- ①体育は、今後の平和国家、文化国家、建設のための強壯な身体育成に寄与させる。
- ②通牒・第80号及び第100号に定められた、武道等の禁止に代ってスポーツ教材の重要性を認識させる。
- ③社会性の育成として遊技、競技を実施させ、指導の面では、一斉指導の代りに個別指導、又は、班別指導を行う。
- ④生徒の自発的活動に基づいた課外運動を重視する。
- ⑤体育の指導を通して体育の生活化をはかる。
- ⑥生徒の興味ある教材を選び、楽しくなる正課体育の指導をする。

上記の学校体育の目的、内容、方法等は、その方針・方向性において、GHQの占領解除後の現在も継続されている。また、更なる拡大と深化を、戦後の各時期に出された学習指導要領

等からでも大筋では指摘する事ができえた。

なお、戦後の格技・武道に関する主な流れは、表1に示す通りである。その中で、格技・武道については、昭和33年の中学校学習指導要領が注目に値する。

戦前の武道の戦技化・戦闘精神の鼓舞、天皇制・封建的絶対君主制等、に対する反省から武道の全面的禁止の時期を経て、表1にある過程の下、前述の昭和33年に「格技」が登場した。

この「格技」は、柔道、剣道、相撲、弓道等、の運動を、格闘的・対人スポーツとして総称している概念である。ただし、礼法と型を中心とした現在の弓道は、その範疇には入らない。弓道は、武芸・芸道につながる概念の範疇に入れるのが適切であろう。いわゆる、華道、茶道、書道等の系譜に近い身体文化・運動文化・身体運動文化であろう。しかし、欧米のレスリング、ボクシング、フェンシング等は、格技の範疇にはいる<sup>2)26)29)34)52)</sup>。

すなわち、この格技の名称への分類化は、「道」の概念を含ませずに、欧米での格闘スポーツを包含した、スポーツとしての分類での総括名称である。反面、技術に着目した、競技化スポーツへの方向付けが明確にされたとも考えられる。さらに、「武」を外す事は、直接的な軍事・戦争につながる戦闘技術の完全なる払拭化とも言えよう。

その後、学校を除く一般社会では、「武道」と「格技」の名称が渾然一体となって使われている傾向がある。しかし、表1の戦後の格技・武道の経緯に現われている「格技」と「武道」の名称の出現率では、「武道」の名称が大部分を占めている。また、学校教育・体育の中で今回の名称変更の動きは、表1に示すように明治初期から大正末期までの流れに実に良く似ている。

なお、前述の経緯を経て今回改訂された学習指導要領では、格技から武道への名称変更がなされた。中学校は平成5年度より、高等学校は平成6年度入学者より、完全に実施されることになっている。しかし、教育実践の場では今もって名称変更を疑問視する傾向と、変更そのものに無関心である教師が、多数を占めているのではないかと推測できる。

## 5. 研究結果及び考察

### 5. 1. 文献調査の研究結果及び考察

以下、文献調査の研究結果及び考察について要約する。

●我が国が独自に創案・創造した武技・武術・武道は、技術体系の歴史的系譜の上では、なにひとつとしてなかったと考えられる。また、理念・思想として、武士道から武道へ変容する過程又は理由等は、我が国独自の流れ・経緯が存在するが、それらの理念・思想の背景そのものの大部分が仏教及びその系譜上の儒教の理論体系に依存している以上、我が国独自の理念・思想上に武士道・武道が存在しているという考え方はできないであろう。しかし、神道の理念・思想の影響での武士道・武道の側面は、我が国独自の部分であるといえよう。

我が国の武術・武道の理念・思想の支柱になっているのが、インド、中国を発祥の地としての仏教・儒教・道教である。また、中国及び朝鮮の身体文化・運動文化・身体運動文化の一部は、思想体系を包含しながら我が国の各時代・時期ごとに伝来し、剣術、柔術等に影響を与えてきたものである。それらの諸理念・思想・文化を我が国は、各時代・時期にそれぞれ受容・変容・工夫・醸成していったと大筋では確認できえよう。だが、武道憲章の前文にある「日本古来」の「古来」の語句そのものの概念は、明確ではないが、中世より以前の「古代」を「古来」と規定すれば、相撲が我が国の古来の武道であるという表現が可能である。古来からの武道は、相撲であるとするのが適切な表現であろう。

● 武技・武術・武道の歴史の変遷の中で、特筆されることが3点あった。

その第一が次の点である。剣術の技術の発展過程に、中国、朝鮮から伝来した銅文化、更には、鉄文化へと進展する中で、剣における「反り刀」の発明・工夫がある。「反り刀」はいわゆる「日本刀」の出発点と考えられる。この「反り刀」が剣術の各流儀・流派を産み出す必然性をもたらしていったと考えられる点である。決して、神道、仏教・儒教・道教等の理念・思想が日本刀を創造し、武士道の理念・思想を生み出し、武道の概念が考えられてきたのではないと言う事である。その流れには、今日で言う実存哲学（「実存主義という表現での、・・・運動」とは意味を異にする）の存在があると考えられる。

第二としては、武士道は平安時代末期から鎌倉時代を経て、室町時代、更には戦国時代の武士の生き方と、織田信長の全国のはほぼ平定期から端を発して、江戸時代に構築された武士道との相違性についてである。武士道・武士の生き方を理解する上で特筆しておくべきことであろう。簡潔に述べると前者は双務契約的な主従関係であり、後者は没我献身的奉公、及び没我献身的孝の主従道徳であった。この理念・思想は第二時世界大戦まで大筋では我が国の倫理・道徳思想の支柱をなしていたと考えられる。今日で言う武士道は、一般的には後者の武士道を多くは指していると考えられる。この武士道は時代・時期の統治者・権力者にとっては、都合の良い解釈で武術・武道と結び付けてきた歴史、時代・時期がある。これらの歴史的検証を一つでも多く研究する事は、今後の武道の教育的価値を論証する上で重要な事であると考えられる。

第三としては空手道についてである。通説とされているのは、我が国の近代空手道は「唐」より琉球に伝来した琉球空手術により発生していると考えられている。確かに我が国の大部分の近代空手道は、技術体系の中で琉球唐手術の系譜上に位置すると言えよう。しかし、剣術の流儀・流派が発生し始めた鎌倉時代の初期に、当時の中国格闘術が、朝鮮を経由して既に後の剣術の裏技に発展する柔術の原技に影響を与えていたと考えられる。なぜならば、その中国の格闘技は、福建省あたりから伝来されたと推定されるからである。

この事は、琉球唐手術が14世紀末頃、河西人、福建人、河北人によって伝来されている事実と一致する点がある。すなわち、中国から琉球へ、中国から朝鮮を経由して日本へという、経由の違いと、伝来の時期・時代のずれがあるものの、中国が大きく柔術及び空手道の技の体系化に影響しているという共通性がある。

この、柔術の系譜と琉球唐手術の間に位置するのが、4大流派の一つである和道流である。柔術と唐手は大正末期に公式に再び合流する系譜ができあがる。なぜならば、和道流の流祖・大塚博紀が著名な神道揚神流の四世・宗家でもあるからである。

● 我が国の学校教育における、武道の教育的価値付けの先駆者、嘉納が、柔術から柔道を創案した目的は、決して戦技化するためであったのではない。また、統治者・権力者の為に創ったのでもない事は強調すべき事であろう。柔道を創設した目的は、人間形成及び健康の維持・増進の手段と柔道そのものの動き・技の愉快を求めるものであった。

それは、柔術の技術体系を整理し、選択し、略式化し、競技化・スポーツ化したものである。武術・柔術としての柔道であった場合、嘉納の人徳・見識が勝れていても競技化・スポーツ化されていなければ、柔道が国内・外でこれほど普及されていったとは考えられないと推察する。嘉納は、他の柔術家よりもいち早く当時における柔術の近代化・現代化を行ったと言えよう。

● 明治から敗戦前まで嘉納の考えた柔術における「道」の概念は、他の武術の「道」の名称付

けに影響を与えた。しかし、これらの人間教育の「道」は各時期の政策の推進者達によって、戦技化、天皇制主権国家、全体主義国家を維持・発展・推進させる為の人間形成の手段化に利用された側面が強いと言えよう。それらの目的のために推進力的な下部組織の一つが大日本武徳会であったといえる面が多々あったと指摘することができる。

また、武道の技術体系が柔術の技を略式化しても、人を殺傷し、制圧する技術的要素がある事は否定できないと考える。略式化することにより、その殺傷力及び制圧力の力と多様性が弱まったか狭くなったかである。

しかし、人工的に限定された技は、また人工的に元へ戻せると言えよう。限定性を外した武技・武術・武道は白兵戦闘ではその力は極めて有効に作用するものである。各種の武器類や近代科学兵器には無力であっても、対人間自体になる状況下においては危険性が極めて強いのである。

よって、各種の武技・武術・武道は、今でも世界各国の軍隊の必修教練種目・科目になっている傾向が強いのである。自衛隊を軍隊でない理論化し又は位置付けたい論理・意思の詭弁性に繋がるものが、武道の危惧否定論の論理の中に見出せるものと考えられる。

武道が内包し、内在させてきた又決して無くならない特性を、否定・無視・隠す事は、逆にそれ自体が危険であると言えるのではないだろうか。この事は、武技・武術・武道の歴史的変遷の検証により明確になった負・陰の部分でもある。

●戦後の格技・武道の主な事項は、筆者が作成した「格技・武道等に関する年表」に要約しているが、武道の名称は、社会一般では、武士道の名称との混同の中において使用されている傾向が強いと考えられる。しかも、武道か格技かの名称の価値観については、本研究の意識調査における2校の高等学校の生徒達は、それに対する興味さえない傾向が強く、現代の若者の武道に対する意識の現状の一端が判明した。このような一般社会や若者の武道に対する認識・興味度の状況下の中で、何の理由・背景・原因・経緯・意図等で格技から武道への名称を変更していったかについての文献調査の結果を以下に要約し、考察する。

○柔道においては、かつての東京オリンピックでの敗退・勝率の低さが、先程のバルセロナのオリンピックまで継続して来ている、各種の原因に対する杞憂、不安からの武道への回避・復興論。○各種の武道の競技化への進展に伴うスポーツ化に対する異論○経済至上主義に対する武道の精神論の活用。○問題が山積している教育に対する人間性回復及び躰の為の武道活用論。○都市化現象、核家族現象及び地域教育力の低下等に対する武道の活用論が考えられる。

他方、国内・外で武道の名称の一般化・普及も、その理由としてあげられている傾向がある。その中には、国外武道愛好者による、武道の人間形成上での有効性の研究報告や経験論の存在もある。また、武道に対してのRenaissance的な思い、国際化社会におけるIdentityの問題・課題及びAmericanizeへの反発と、最近世界の各地で台頭して来ているNeo Nationalismの影響等、が武道の復活・登用の直接・間接的な事項として考えられよう。このような武道の活用論等は科学的根拠の裏付けがあつての事ではなく、心情論、経験論によるものだろうと考えられる。また、教育における躰、マナー、道徳等は、他のスポーツ教材及び他教科・特別活動でも行われている教育目標の人であり、武道が独自に内包・内在させているものではないだろう。

現在、武道はそのスポーツ的特性の下で学習を行い、技能の習得・競技化、社会性の育成健

康の為等の統合的な教育目的を達成するためにある。だが、上述の躰・道徳教育に武道の技術を活用する事は、即時的な心理的教育効果があった事を筆者も経験したことがある。しかし、結果論として成功しても教育上の危険性が常に付きまとっていた事<sup>59)</sup>が、今もって忘れられないでいる。

#### 引用文献

- 1) 朝日新聞社の、1986年10月21日付けの朝刊での、「教育課程審議会」の「中間のまとめ」に関する記事にある、「格技」より「武道」への名称変更になった内容。
- 2) ベルナル・ジレ (著)、近藤等 (訳)、スポーツの歴史、白水社、1968. pp. 9-20.
- 3) Daryl Sidentop, Physical Education・introductory analysis, Wm. C. Brown Company Publisher. Ohio. USA, 1976. Third Edition. pp. 26-40.
- 4) 藤原稜三、格闘技の歴史、ベースボール・マガジン社、1990, pp.431-433.
- 5) 藤原稜三、前掲書、pp.410-458.
- 6) 藤原稜三、前掲書、pp.469-470.
- 7) 藤原稜三、前掲書、pp.513-514.
- 8) 藤原稜三、前掲書、p.585.
- 9) 藤原稜三、前掲書、p.641.
- 10) 藤原稜三、前掲書、Pp.766.
- 11) 藤原稜三、前掲書、p.462.
- 12) 藤原稜三、前掲書、pp.1-2.
- 13) 藤原稜三、前掲書、pp.439-445.
- 14) 藤原稜三、前掲書、pp.447-450.
- 15) 藤原稜三、前掲書、p.452.
- 16) 藤原稜三、前掲書、p.492.
- 17) 藤原稜三、前掲書、p.490.
- 18) 藤原稜三、前掲書、pp.447-452.
- 19) 藤原稜三、前掲書、pp.656-657.
- 20) 藤原稜三、前掲書、pp.665-689.
- 21) 藤原稜三、前掲書、pp.585-605.
- 22) 本田俊教、道についての一考察、-武士道を中心として-、体育原理研究、19：44-48、1989.
- 23) 井上一男、学校体育制度史、大修館、1976. Pp.766.
- 24) 井上一男、前掲書、pp.5-6. pp.28-30.
- 25) 井上一男、前掲書、pp.31-74.
- 26) 入江康平、「格技」から「武道」への一視点、体育原理研究、19：12-22、1989.
- 27) 片岡暁夫、アメリカ体育・スポーツ、体育科教育、26-11：74-77、1978.
- 28) 勝部眞長、道の思想と武道、体育科教育、28-12：2-5、1980.
- 29) 川村英男、日本における道と稽古の立場から、体育原理研究、18：39-41、1988.
- 30) 川村英男、武道は近代化されたか、体育科教育、35-7：10-13、1987.
- 31) 嘉戸脩、明治以降における学校体育の特質、東京学芸大学紀要、第五部門：212、1972.
- 32) 木村吉次、日本近代体育思想の形成、体育の科学社、1975、pp.37-44.

- 33) 近藤良享, 体育学かスポーツ科学か—そのパラドックス—, 体育原理研究, 21: 95-99, 1990.
- 34) 近藤英男, 東洋身体文化の伝統と現代スポーツ, 体育原理研究, 18: 33-38, 1987.
- 35) 黛弘道 (外), 日本史, 清水書院, 1991, pp.37-39.
- 36) 黛弘道 (外), 前掲書, p.88, p.114, p.163.
- 37) 黛弘道 (外), 前掲書, p.157.
- 38) 水野忠文, 体育史概説, 杏林書院, 1980, 第13版1冊, pp.217-219.
- 39) 水野忠文, 前掲書, pp.215-218.
- 40) 森山慎一, 我が国における戦後の学校体育の変容に関する一考察, 兵庫教育大学・大学院修士論文: 1-14, 1983.
- 41) 森山慎一, 前掲書, Pp.203.
- 42) 文部省, 中学校指導書・保健体育編, 1990, pp.43-49.
- 43) 文部省, 高等学校学指要領解説・保健体育編, 1990, pp.35-37.
- 44) 森川貞夫, 今なぜ「武道」か, 体育科教育, 35-7: 29-30, 1987.
- 45) 中村民雄, 武道を推進する人びと, 体育科教育, 35-7: 38-40, 1987.
- 46) 中村民雄, 武道教育の系譜, 体育科教育, 28-12: 37-39, 1980.
- 47) 中村民雄, 前掲書, p.38.
- 48) 大橋道夫, 運動教育論についての一考察, 東京学芸大学・大学院修士論文: 21-58, 1975.
- 49) 小沢弘, 武道の未来像, 体育科教育, 35-7: 42-45, 1987.
- 50) 大塚博紀, 空手道・第一巻, 大塚博紀記念道場維持会, 1970. pp.1-24.
- 51) 臨時教育審議会・第一次から第四次(最終), 大蔵省印刷局(編)(発行): Pp.359. 1989.
- 52) 佐藤臣彦, 体育学における学的批判の方法的意義, 体育原理研究, 18: 20-25, 1987.
- 53) 戦後教育の原典, 付・占領軍四大教育指令(復刻判), 現代史出版会, 1975, pp.152-158.
- 54) 杉山重利, 「武道憲章」制定される, 体育科教育, 35-5: 53, 1987.
- 55) 鈴木清(訳), 日本教育改造案, 米国教育使節団報告書, 玉川出版部, 1947, pp.11-13.
- 56) 竹之下休蔵, プレイ・スポーツ体育論, 大修館, 1972, pp.24-27.
- 57) 高橋建夫, 世界の潮流にみる学校体育の改革, 体育科教育, 28-7: 24-27, 1980.
- 58) 竹前治, GHQ, 岩波新書, 1983, pp.47-87.
- 59) 体育活動に起因する事故防止協議会資料, 東京都教育庁体育部体育課・体育健康指導課によって毎年一回, 直管校(各校体育科)に依頼。
- 60) 竹内理三, 日本史小辞典, 角川書店, 1987, pp.87-89.
- 61) 竹内理三, 前掲書, p.302.
- 62) 竹内理三, 前掲書, p.301.
- 63) 富木謙治, 武道論, 大修館, 1991, pp.3-4.
- 64) 富木謙治, 前掲書, p.6.
- 65) 富木謙治, 前掲書, p.72.
- 66) 富木謙治, 前掲書, pp.284-290.
- 67) 渡辺考三, 学校経営管理法, 学陽書房, 1987, pp.14-15.
- 68) 渡辺融, 武道の文化史, 体育科教育, 35-7: 26-28, 1987.
- 69) 山本武夫, 新研究・日本史, 旺文社, 1981, p.404.
- 70) 表1は, 松田岩男, 宇土正彦(編), 佐藤良男(分担執筆), 現代学校体育大辞典, 1981, pp.890-894. 井上一男, 学校体育制度史, 大修館, 1976, Pp.582. 中村民雄, 武道教育の系譜, 体育科教育, 28-12: 37-39, 1987. の3冊の文献を筆者が「武道」のKey Wordで分類・整理。

## A Study on the educational Value of Martial Arts

Shinichi MORIYAMA and Michio OHASHI

*Department of Health and Sport Scienses*

The purpose of this study was to obtain data necessary on the educational value of Martial Arts.

The results of the study of this kind will assist constructing the respective educational value in better manner in Japan.